

# ご存知ですか？

## 腎臓疾患患者福祉給付金

福岡県では、就業等により昼間に人工透析治療を受けることができず、夜間に人工透析治療を受けている腎臓疾患患者の方に通院に伴う交通費の一部を助成しています。※ただし、所得制限があります。

### 対象者

福岡県内(政令指定都市を除く。)に居住し、次の3つの条件をすべて満たす方が給付の対象です。

- 1 身体障害者手帳の交付を受けている方
- 2 夜間(午後5時以降)に人工透析治療を1ヶ月間に5回以上を受けている方
- 3 通院の交通費用が月額2,000円以上かかっている方、または片道10km以上の通院を自家用車で行っている方

※ 生活保護法、その他法令により通院に伴う交通費が支給されている方は除きます。

### 助成額

月額 2,000円

### 手続きについて

給付を希望される方は、居住地の市町村の所管窓口にご相談ください。

なお、不明な点は、下記までお問い合わせください。

### <手続きの流れ>

申請書の提出 ⇒ 市町村窓口(受付)、(県に提出) ⇒ 福岡県田川保健福祉事務所(受付)、(審査)、(支給または不支給の決定の通知) ⇒ 支給決定の場合は、前期・後期で年2回に分けて支給

### 【お問合せ先】

福岡県田川保健福祉事務所 社会福祉課

〒825-8577

福岡県田川市大字伊田3292番地2 福岡県田川総合庁舎4階

電話番号:0947-42-9315 ファックス番号:0947-44-6112